○財務省令第三十八号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百三十七条、第百四十二条及び第百四十四条の規定に基づき、支出官事務規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日

財務大臣　麻生　太郎

支出官事務規程等の一部を改正する省令

（支出官事務規程の一部改正）

第一条　支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第六条　［略］	**第六条**　［同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十五条第二項又は第十七条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定	［号を加える。］
六　［略］	五　［同上］
七　［略］	六　［同上］
八　［略］	七　［同上］
九　［略］	八　［同上］
十　［略］	九　［同上］
十一　［略］	十　［同上］
十二　［略］	十一　［同上］
十三　［略］	十二　［同上］
［②　略］	［②　同上］
第九条　［略］	**第九条**　［同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　第六条第一項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号の規定による控除の金額を歳入に納付するため、支出の決定をするとき	五　第六条第一項第一号から第五号まで、第八号及び第十号の規定による控除の金額を歳入に納付するため、支出の決定をするとき
［六～二十七　略］	［六～二十七　同上］
［②　略］	［②　同上］
第十一条　［略］	**第十一条**　［同上］
［②～⑤　略］	［②～⑤　同上］
［⑥　略］	［⑥　同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　第九条第一項第五号の支出の決定をした場合　振替先として取扱庁名、受入科目として歳入年度、所管（一般会計にあつては主管）、会計名及び勘定名並びにその他の事項として保険の種類及び被保険者の負担すべき保険料、国家公務員有料宿舎使用料、一部負担金、防衛省職員食事代、防衛省職員被服弁償金又は防衛省職員被服代払込金である旨	五　第九条第一項第五号の支出の決定をした場合　振替先として取扱庁名、受入科目として歳入年度、所管（一般会計にあつては主管）、会計名及び勘定名並びにその他の事項として保険の種類及び被保険者の負担すべき保険料、国家公務員有料宿舎使用料又は一部負担金である旨
［六～二十七　略］	［六～二十七　同上］